

第10回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

- 1 日 時 平成16年2月17日(火) 午前9時31分～午前11時23分
- 2 場 所 岡山市役所 議会棟2階 保健福祉委員会室
- 3 出席者
委 員：奥田節夫委員長、真鍋恵美副委員長、兼松久和委員、蜂谷弘美委員、平松掟委員、福田好子委員、横田康子委員
岡山市：井口助役、小林環境局長、井上下水道局長、守屋環境事業部長、河内経営総務部長、渡辺建設部長、住宅環境事業部次長、白神経営総務部次長、古田経営総務部次長、三垣建設部次長、渡辺事業管理課長、成石事業管理課調整主幹、三宅事業管理課長補佐、小寺総務法制課員、その他関係職員
- 4 事務局 保崎環境総務課長、多田環境総務課長代理
- 5 傍聴者 2人
- 6 会議の概要

(1)開 会

冒頭、奥田委員長から傍聴者の傍聴許可について提案がなされ、了承され、傍聴者が入室。

(2)議 事

議事に先立ち、委員長から1月27日付の委員会の提言書の内容に関して、次のとおり補足説明がなされた。

委員長：提言書原案には、廃車1台当たりの支援額の設定について、6掛けにという個別意見を付加する箇所があったが、市民感情として高すぎるということはもちろん、感情が即数字に結びつくということはない。理科系の人間としては、数字を出すには根拠が必要だと考えるので、「6掛け」というのは削りたいと考え、そのような提言書にさせていただいたのでお認めいただきたい。

この補足説明について、各委員から意見はなかったため、次に2月3日付で委員会委員長宛に提出された市環境整備協会の意見書について、次のとおり紹介された。

事務局：要点をご説明する。

1点目は、委員会の提言書は冒頭において「合特法は損失補償請求権を認めたものでないことについて最高裁判所の判断が下されていることを、市当局は再確認しておくべきである」と述べているが、これに対して「このような立論は不正確であり、誤解を生じる」という趣旨が述べられており、その後、理由、根拠づけが書かれている。

2点目は、委員会の提言書に「固液分離業務と中継輸送業務の取り扱いについては、来年度以降は両業務とも代替業務であることを明確に確認した上で委託すべきである」との見解が盛り込まれているが、これに対して、「両業務が代替業務であるか否かを審議する以前に、両業務が代替業務であるとの前提に基づいた記述になっており、明らかに矛盾している」という指摘がなされている。

3点目は、「委員会の提言書は補償基準をそのまま適用することには疑問があるとしながら、国土交通省の補償基準を容認しているが、これは論理矛盾である」「補償でないならば、明確な支援算定基準を示すべきである」として、個別の項目ごとについて協会の意見が述べられている。

以上、3点がポイントとなっている。

委員長：各項目に対して個別に文章で反論することはしないけれども、これからの考え方の中に、聞くべき意見があれば当然反映させていけばいいと思っている。

議事（１） 協定書の締結について

岡山市：協定書の締結についてご報告させていただきたい。

まず、「基本協定書」の趣旨について。これはどういう協定書かという、し尿処理業者に対し合理化事業を実施することに関して市と環境整備協会との間で基本的な事項を定めたものとなっている。なお、し尿処理業とともに合特法の対象と位置づけられている浄化槽清掃業については、この合理化事業の実施について引き続き検討することとしている。

2点目として、市と業者の責務を明確に第1条に位置づけている。廃棄物処理法上、し尿処理体制の安定的な確保を図ることが市の責務として定められていることに対応して、市は合理化事業を実施して、業者の業務の円滑な縮小と転換を支援することとしている。他方、業者は、下水道整備により収集量が減少していく中で、責任を持ってし尿処理業務を完遂することにより、市及び市民の負託にこたえることとしている。

3点目として、合理化事業の対象車両の限定が第4条になされている。収集車両ごとに設定されるし尿処理業務について、順次縮小、転換を図るという基本的考え方に基いて合理化事業を実施することとし、対象車両を許可車両の50台に限定している。そのうち平成16年度以降の合理化事業の対象となるのは33台。なお、50台と33台の差に当たる17台については、これまで実施してきた合理化事業の総額と照らし合わせて、別途清算を図るとしている。

4 点目が業者の集約化ということで、し尿処理体制の将来的な安定化を図るとともに、代替業務提供の意義を高めるため、個々の業者の自主性を尊重しつつ、業者の集約化を図ることとしている。

続いて、「細目協定書」について。細目協定書は平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間に実施するし尿処理業者に対する合理化事業について、市と環境整備協会との間で、その実施細目を定めたものとなっている。

ポイント 1 点目として、代替業務の提供について、車両 1 台分のし尿処理業務の転換を図るのに必要な代替業務提供額を 4 億 6,000 万円と設定し、これだけの業務を計画期間内（5 年間）に割り振って委託し、転業に役立ててもらうこととしている。なお、代替業務につきましては、毎年度末に翌年度の委託業務の内容を対象業者と文書で確認した上で委託することとしている。

ポイント 2 点目として、減車の実施について、計画期間内に発生する減車台数は 4 業者 5 台となっており、対象業者は計画期間内に減車を実施することとしている。なお、業者が減車を実施しない場合は、業者は 1 台につき 4,600 万円の違約金を市に支払うとともに、市は当該車両の許可を取り消すこととしている。

ポイント 3 点目として、事業の評価について、対象業者は毎年、前年度の代替業務に関する財務諸表を市に提出することとし、市は前年度の合理化事業の効果について、事業評価書を作成した上で、業者が提出した財務諸表の概要とともに、この事業評価書を公表することとしている。

最後に、「個別協定書」について。この個別協定書は平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間に実施するし尿処理業者に対する合理化事業について、対象業者が 4 業者あるが、この対象業者ごとに実施細目を定めたものとなっている。内容は、先ほどの細目協定書の内容と同じ内容になっているので、詳細は省略させていただく。

委員長：1 台当たりの金額の問題については、削減額が非常に少ないとかいろいろ御意見もあると思うが、容認しがたい場合どうしたらいいのかということも考えなければいけないと思う。私の考えとしては、協定ができないと事業が進まないということでは困るので、やはり具体的なことは、ある程度当局の交渉にお任せしなければいけない。我々は、それについて、ちゃんとした正しい姿勢でものを言うということをしていかなければいけないと思っている。これは私の個人的な考えであり、皆さんから忌憚のないご意見をお願いしたい。

委員：1 点確認したいが、細目協定書の第 4 条で、固液分離業務と中継輸送業務の取り扱いについては、当専門委員会の審議結果を踏まえて決定すると書いてあるが、この「踏まえて」というのは、当委員会で出た結果を尊重するという事なのか。

岡山市：この固液分離業務と中継輸送の取り扱いについては、過去の清算の議論の中で取り扱いを決めていくという前提があるので、まずこの委員会のご意見を聞いて、それを踏まえてやろうということ。

委員：「踏まえて」という意味は、我々の結論をもってやるという意味なのか、それを単に参考意見としてやるということか。「踏まえて」ということが、参考にするけども決定的にはならない、つまり審議会でよくやられるように、「大骨は抜かない、小骨も抜かない」といっておいて、あけてみたら大骨も小骨もなくて、背骨を抜いてヒラメのエンガワみたいにエンガワだけあった、というふうなことをされたのでは、我々はここでまじめに議論をするのが大義になる。

岡山市：これだけの歴史的な経過がある大懸案事項が動いたということは、この委員会の存在が大きかったと考えている。この固液分離あるいは中継輸送の問題も、市民的なところでご議論いただいて、ご判断をいただくというのがやっぱり必要であり、そういう位置づけで、この委員会が設置されていると考えているので、是非真剣なご議論をいただきたい。そして、これまでのご審議についても、それが実質的な効果を発揮したんだという大きな評価を、新聞マスコミ等にもしていただいていると考えている。

委員：協定の中では、固液分離業務等は、これからまだ議論されるのか。

岡山市：この16年度で提供する代替業務の項目の調整は、まだつけていない。

委員：仮定の話だが、中継輸送業務、固液分離業務が代替業務から外れたら、何を代替業務として出すのか。

委員長：これを外されてしまったら財政的にはどうなるのかという心配が非常にある。

岡山市：現実には、この項目が代替業務でないとすると、市としては非常に苦しい。

委員：協定書でもう一点確認したいんですが、個別協定書の中で第5条第2項の中に、「甲（岡山市）は協同組合岡山市環境整備協会と協議して毎年度末に翌年度の代替業務の内容を確定し、乙（各業者）と文書で確認することとする」とある。協会と協議をするというのは、その割り振りを協会がされるということか。

岡山市：これまでの経緯でも、環境整備協会が市内9業者の取りまとめ役という窓口の役割を果たしていただいております。今回の向こう5年間の計画の中でも、環境整備協会に引き続き調整役、窓口役を果たしていただくということで、個別の代替業務をどの業者がやるのが適切かということの調整を協会が入って4業者の間で調整していただくという機能を協会に期待している。ただ、実際に受託するのは個別業者なので、確認するのは対象業者と文書で確認する、としている。

委員：そうすると、仕事の割り振りをする裁量権というのは協会に依然としてあるということか。それとも、岡山市側が主導権を持ってそれを割り振るとということか。

岡山市：「協会と協議して」ということなので、協会に対して市側からの働きかけも当然あるし、それに対して協会が個別業者のヒアリングを受けて、こうしてほしいという要望もあるかもしれないし、そういう窓口役としての協会と発注者側の岡山市とが協議しながら決定していく。

委員：常に環境整備協会が間に入るということは、一枚岩であればいいけど、そうでもない人たちに対する関係で、協会が中に入ることによって話が余計ややこしくなるんじゃないか。

岡山市：「協会と協議して内容を確定し、当該業者と文書で確認する」という個別協定書

を、今回対象となる4業者と個別に調印しているのので、この4業者との間では協会が中に入るということを合意していただいている。少なくともこの4業者との関係においては、協会が間に入って調整することについては特段の不都合は生じていないと考えている。

委員：代替業務の超過あるいは不足が出た場合、これも環境整備協会が間に入って協議し、それに従って清算するとなっているが、これは、環境整備協会が間に入って、全部をならしていくという格好で清算をするのか。

岡山市：「ならして」という解決方法も協会がうまく調整されればありうるかもしれないが、例えば、もし足りなかった場合、引き続き代替業務を出して補てんしていくのか、あるいは、金銭で補てんしていくのか。逆に、出し過ぎた場合には金銭分を返してもらうのか、といったように清算方法にもバラエティーがあるので、協会と市とで協議して、その協議結果に対象業者の方は従うということになる。

委員：環境整備協会への委託業務が平成10年度で中止になったのはどういう理由か。

岡山市：協会に対する代替業務の提供というのが、もともと協会内の組合員の区域調整をやり、その区域調整をする際の調整金に充てるために利益相当額を協会にプールするという趣旨で、区域調整を支援するために市が協会に代替業務を提供していたが、平成8年になって協会内の調整がつかないということで区域調整を実施することは困難と判断した。それで、そういうことであれば、協会に対して代替業務を出す意味がなくなるということで、平成10年をもって打ち切りということになった。

委員：環境整備協会が調整の役割を果たせなくなったということと受けとめられるが、その協会に今後の細目を任せるといふ話になると、危惧をもつが。

岡山市：今回の関係については、協会で理事会も開かれて、方向性については傘下の業者、これ市内全業者だが、全社とそういう方向性を出しておられる。それから、我々も各個別の業者全社に対してヒアリングをしているが、こういう状況の中では解決の方向に向かっていかなければならないんだということでは皆さんにご理解をいただいていると認識している。

議事(2) 過去の清算について

資料「(2)過去の清算について」の から の項目について当局から説明がなされ、次のような質疑が行われた。

委員長：固液分離業務と中継輸送業務を代替業務と考えるかどうかについての、ニュアンスの違いはどのような点にあるのか。

岡山市：いずれも発端は外洋投棄ができなくなったことにある。浄化槽汚泥は、ほとんど外洋投棄であったという記録もあるが、浄化槽汚泥の固液分離業務については、汚泥処理のために市が新たに処理施設をつくるのか、それとも固液分離による処

理を暫定的に行う中で将来的な処理場設置を考えていくのか、という当時の市の判断があった。単に代替業務と考えるかどうかは、そこがポイントになると思う。中継輸送については、基本的に固液分離とはちょっと条件が違い、処理場への搬入方法について代替業務にしていくかどうかということがポイントだと思う。

委員：平成 11 年度以降の代替業務については一応合意されているという説明だったと思うが、11 年度以降については、固液分離と中継については代替業務ということで問題ないと考えてよいのか。今回問題となっているのは、平成 10 年以前のもの、ということでよいのか。

岡山市：平成 11 年度以降 15 年度までは、これは毎年度代替業務であるということを確認して、代替業務として出します、受けましょう、という合意をしてきている。そういう意味で、我々としては引き続き代替業務でやっていただけるということではないかと思うが、その確認は現在行っていない。今後も引き続き代替業務であるということとを先に固めて話をすると、過去の清算のことはどういう扱いになるのか、ということになり、なかなか今即座に言い切れず、これまでの経過の中でも合意できなかったということがあり、全体で方向性を決めようと考えた。

委員：今の件、もう一回確認するが、「平成 10 年度以前の経緯を精査したところ」という説明がなされたが、行政の継続性というのは非常に重要な問題であり、ずっと同じ業者に岡山市は業務提供をしているのであり、そうすると、10 年以前のことを改めて今精査しなくても、平成 11 年度以降は協会と代替業務であるということを確認しているというのだから、一般的な感覚からすると、11 年度以降は当然両方で合意している、と考えるのが自然だと思う。そうすると、11 年度以降のことは、ここで審議しなくてもいいということになると思う。それを改めて 11 年度以降は業者が合意しているのにもかかわらず「全体の中で考えたい」というのは、ちょっと理解に苦しむ面がある。

委員長：今まで同意してきたのをこれからはそうしない、というのは、何か大きな状況の変化があったのかどうか、不思議に思う。

委員：今、委員長言われたように、非常に変わったということもあるのかもしれない。私が聞きたいのは、10 年度以前にはいろいろなことがあったんだけど、11 年度には合意しているわけだから、11 年度に合意するときにきちんとそれは両方で確認をしているはず。10 年まではもめていたとしても、11 年度に合意した時点では、両者ともにそれで納得しているはずだ。そのところを聞いている。

岡山市：「全体の中で」というのは、この固液分離業務が今回の代替業務に占める割合が非常に大きいものなので、今回決めてしまうと、過去だってそうじゃないかというようなことにもなり、どちらにしても大きな割合を占めるので、ちょっと慎重になっていた。確かに、早く合意できるだろうというご指摘はもっともだが、そういった当委員会のご意見を含めて協議をしたいと考えた。過去の清算のところも含めて、一挙に説明をしたいという思いが強かった。

委員：過去の清算するにおいて、固液分離業務を代替業務から外すことによってどうい

うふうに、具体的に何が違うのか、そこを説明してほしい。昭和58年に要望書が出ている。それですときていて、平成11年には確認書を結んでいるという中で、なぜ突然これを外すのか。

岡山市：数字は次回に出したいと思う。もう一度経緯を説明すると、発端は、汚泥の増加とともに、し尿が下水道整備によって減少していくという状況、あるいは新たな技術開発があったという状況、そういった状況の中で、全体のコストを考えたときに、固液分離を導入するという選択がベターだと判断した、そう考えると、発端というのはやはり業界と市との共同事業であったのではないかと。それから、合特法制定が昭和50年ごろだが、合特法の趣旨を何らかの形でモデル的にやりたいという気持ちは、当時は業界の側にも、あるいは市の側にもあった。ただ、当時は、し尿処理業に代わる未来永劫に近い業務として代替業務を位置づけるといふ発想があり、協会の認識は、そのような発想を前提としていたと思う。しかし、市はできるだけそういう未来永劫型にならないような形をとりたいという気持ちはあって、この大きな割合を占める業務ではあるが、固液分離については、代替業務かどうかの位置づけについてあいまいな形でやってきた。協定を結んでこなかったというのもそういう事情があったのではないかと。これは想像も大分入っているが。そのように、協会は要望するけれども、市はなかなかそれについて了としないで、しかし業務としては出してきたという経過がある。そういう経過の中で、ここで一方的に100%代替業務である、あるいは代替業務でないというのは、やはり何か無理があるのではないかと考えている。

委員：総論はわかったが、固液分離業務が入るか入らないかによって、過去の清算という問題について、どういう影響があるのかということをお教えいただきたい。

岡山市：この固液分離、中継輸送が全体では7割ぐらい占めるのではないかと。これが代替業務でないとなると代替業務を追加的に出さないといけないとか、代替業務であるということになると、それだけ出し過ぎているという話になるが、これを余りお話しして、そこから出発していると思っていただいても困る。総論だと言われたが、その総論のところのそれぞれの言い分を聞いていただかないといけないと考える。額からの話ではないんだということをお願いしたい。

委員長：けれども、代替業務かどうかの定義があいまいなので、どちらもそれぞれの主観で、こっちはこう思う、向こうはこう思うと、そのままでは幾らやっても何か抽象論で水かけ論になる。やはりある意味では理念的なことではなくて、具体的に何が変わるのかという問題も考えざるを得ないと思う。

岡山市：次回、その辺のところの整理を、具体的にご説明したい。

資料「(2)過去の清算について」の の項目について当局から説明がなされ、次のような質疑が行われた。

委員長：資料7ページの一番下の行で、参考として確認書の抜粋があって、減車補償をどうするかという基準については、合理的な基準づくりを今後両者の間で検討協議することを相互に了解し、これを確認する、となっているが、この結果はどうか

ったのか。建設省の基準でやるということが確認されたのか。

岡山市：その後、平成2年3月17日の合意書の中で、補償額を確定するために、建設省の直轄公共事業の施行に伴う損失補償基準を用いる、これをもとに支援額を確定していこうという方針がここで示された。そしてこの間の議論で額が確定した、こういう経過になっている。

委員長：建設省の基準をそのまま適用するのではなく社会経済情勢の変化を見きわめながら、という条件はついている。

委員：結局、過去のいくらの金額を代替業務として算定するかということが問題になるのではないかと。一番最初の頃にもらった資料に代替業務金額の表があったが、この85億円を4億6000万円で割ると、18ぐらい。これが最大になる、ただし、そうはうまくいかないだろうと、こういうことか。

委員長：過去のいきさつから両方協定されてきていたのが、なぜここで変更しなければいけないのかという具体的な理由がよくわからないということが1つ。それについては、協会側のご意見もいろいろあるだろうし、それからその業務についてのメリット、デメリットが、こっちから見るのと向こうから見るのとは当然違うだろうと思うけども、それを含めて一体そういう清算の仕方でもう変わってくるのかということになるべく具体的に示してほしいと思う。

委員：環境整備協会が利益を留保していた目的は、区域調整を実施する際の原資に充てるということだが、これは具体的にはどういうことなのか。

岡山市：区域調整というのは、実態としては、し尿収集量の多い業者から減ってきている業者に対して、その区域の一部を与えるということになる。その際、譲り渡す側の業者としては、ただで自分の営業区域を譲り渡すわけにはいかないということで、その業者に対して幾らかの補てんをする、そのための原資になる。

委員：そのときの原資というのは、なぜお金が要するのか。

岡山市：多い業者が自分の持ち分の幾らかの区域を少なくなっている業者に移管するということは、譲り渡した方の業者にしてみれば、それだけ収入が減ってくるということで、その穴埋めが必要になってくるということ。

委員：その穴埋めを協会がするということか。その留保金の中から協会が穴埋めを譲った業者にするということなのか。

岡山市：はい。それで、その協会の留保金の原資は、市が代替業務という形で出しているということ。

委員：この区域調整がうまくいなくて、原資に当たる留保金が残っているということが今問題になっているわけだが、区域調整というのは全然行われなかったのか。

岡山市：昭和55年7月の区域調整を最後に、その後は区域調整ができなかった。

委員：そうすると、それ以前の区域で今もずっと行われているということか。

岡山市：はい。55年7月に確定された区域できている。

委員：業者の利害確執を調整するためにできた協会にプールしていたが、55年の段階

でこれが機能麻痺になってきていた、岡山市は漫然と悠長に平成 10 年まで出していた、意地の悪いことを言えば、そういう見方もできるということか。

岡山市：55 年 7 月の時点では、実際に協会のリーダーシップのもと区域調整が実施できていたということで、あの当時は区域調整ができると前提があった。その後、どんどん収集量の格差が広がっていった、平成 5 年ごろに協会の方から、そろそろ区域調整を、という申し出があって、平成 6 年、7 年と調整に当たっていたが、結局調整がつかずに平成 8 年に断念、こういう経緯になったわけで、最初からできなかったというわけではない。

(3) 閉 会

事務局から次回の予定（ 2 月 2 6 日午後 1 時 3 0 分から開催の予定 ）を説明し、閉会。